

### 奈良県人事委員会告示第三号

平成十九年三月奈良県人事委員会告示第三号（不利益処分についての審査請求に必要な書面及び様式）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

様式第二百三十六号中「世附<sup>(一)</sup>」を「世附<sup>(二)</sup>」に、「世附<sup>(三)</sup>」を「世附<sup>(四)</sup>」を「世附<sup>(五)</sup>」を「世附<sup>(六)</sup>」に改める。